

# 北海道礼文郡礼文町 ガイドラインマップ

建築基準法第6条第1項第4号の規定による市街地区域

自然風景の保護等から建設等が好ましくない区域：礼文島から稚内及び利尻富士を眺望する自然風景の保護

建築基準法第6条第1項第4号の規定による市街地区域

自然風景の保護等から建設等が好ましくない区域：元地灯台から北のカナリアパークまでの自然風景及び植生の保護、利尻島及びフェリーから望む自然風景の保護

法規制等により極めて建設等が困難な区域：森林法による保安林、自然公園法による特別保護地区・第1~3種特別地域及び普通区域、海岸法による海岸保全区域、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地、土砂災害警戒区域

## 凡例

- ：法規制等により極めて建設等が困難な区域
  - ：自然保護等から建設等が好ましくない区域
  - ：建築基準法第6条第1項第4号の規定による市街地区域
- ※住宅等から200m以上離れること

